水土里ネット（みどり）

土と水と人と
会津北部土地改良区広報

第95号　令和6年6月1日 発行

会津北部土地改良区　広報

〒966-0017
福島県喜多方市関柴町三津井字前田454-1
ＴＥＬ 0241-22-7356
ＦＡＸ 0241-22-7396

組合員数3,713 人 受益面積4,770.1ha

目　次

・理事長 挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
・第48回通常総代会開催・・・・・・・・・・・・・2
・令和６年度 事業計画・予算・・・・・・・・・3
・令和６年度 賦課基準と
　賦課金のお支払いについて・・・・・・・・・6
・東北農政局会津北部建設所より・・・・・・8
・関連事業実施状況・・・・・・・・・・・・・・・9
・かんがい用水の運用・・・・・・・・・・・・・10
・おしらせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
・届け出を忘れずに・・・・・・・・・・・・・・12

会津北部土地改良区
理事長 佐藤　雄一

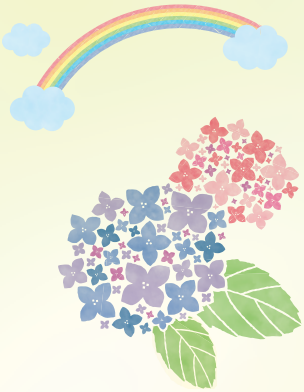

理事長あいさつ

組合員の皆さまには、日頃より土地改良事業の推進や業務の運営にあたり、特段の御支援、御協力を頂き誠にありがとうございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。

まず、この度の能登半島沖地震で被災された方々に心よりお見舞いを申しあげますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げる次第です。

さて近年、異常気象の影響で降雪量が少ない状態にあります。したがって、田植えの終わる５月中旬以降から雪解け水が少なく河川の自流が減少すると予測しております。しかし、春のかんがい用水の供給には大きな問題は発生しないものと考えているところであります。水利委員会や関係機関と連携しながら効率的な用水運用に努めてまいります。

農業用水の安定供給に必要な農業水利施設の長寿命化や機能向上の保全対策工事は、関係各位のご尽力で、順調に進捗しております。その中で、国営かんがい排水事業にて全面改修中の水管理システムは、令和６年度から試験的に運用が開始されます。平成４年度から運用していた旧システムの不具合や部品供給終了、データ欠測、さらには遠隔操作不能などでこれまでは、都度、現地に出向いて、確認操作しなければならなかったものが、新しい水管理システムにより、ダム２箇所、頭首工12箇所、幹線用水路の多数の分水工、そして大平沼発電所を遠方で監視し、水位や取水量、操作履歴など諸データを記録保存し、遠隔でのゲート操作が可能となります。高い汎用性と部品供給の安定性が確保されたシステムは、限られた人員で管理運用しなければならい当管内の用水配分には必要不可欠であります。効率的かつ、きめ細やかな用水運用に寄与するものと期待しております。

また、先に運用が開始された大平沼発電所は、20年間は買取価格がキロワットあたり21円(税別)で継続され、年間売電収益は消費税込みで７千万円程度となる見込です。既にインボイスは登録済みですが、当区では年間課税収入が５千万円を超えるため、令和６年度からは消費税の本則課税団体となります。ご承知の通り複式簿記導入を契機に貸借対照表にて財務の状況を報告しておりますが、税理士へ業務委託を行い、外部の視点により適性な会計処理を担保してまいります。

このように、日中ダム水系では、発電事業の売電収益を施設の電気料金や人件費等の維持管理費に充当し、組合員の負担を軽減した上で、維持管理賦課金を次期施設更新に備えるための積立財源とする運営をおこなっております。

財務諸表で報告していますように、管内施設老朽化率は七割を超え、特に揚水機水系では造成後二十年余りが経過し、次回施設更新が迫り、その財源の確保が喫緊の課題となっております。中長期的視点から、財政基盤を強化し、国・県・市町村、関係各位のご協力を得ながら、適宜適切に補修・更新を計画・実施して参ります。先人から受け継いだ貴重な財産である農業水利施設を次世代へ継承するとともに、事務の効率化を図り、経費負担の公平性を確保し、未収賦課金の解消に向け、強制徴収を実施するなど、健全な組織運営のため、役職員一丸となって努力して参ります。

第48回 通常総代会 開催

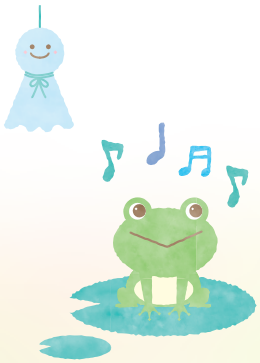

提出議案

報告第１号　令和５年度　中間監査報告について
議案第１号　会計細則の一部改正について
議案第２号　令和５年度　一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支補正予算について
議案第３号　過年度発行賦課金の不納欠損処分について
議案第４号　令和６年度　事業計画について
議案第５号　令和６年度　賦課金の賦課徴収及び地区除外決済金について
議案第６号　令和６年度　一般会計及び大平沼発電事業特別会計収支予算について

第48回通常総代会開催

開催挨拶(副理事長)

議長を務める菅井総代

令和6年3月15日に第48回会津北部土地改良区 通常総代会が、当区大会議室にて開催されました。
総代定数50名中41名の出席を得て、議長に 菅井 大輔 総代(熱塩加納町)が選出され、議事録署名人に 菊地 一郎 総代(関柴町)、 五十嵐 隆 総代(熊倉町)が指名されました。

報告1件、議案6件について慎重に審議されたのち、全議案原案のとおり可決承認決定されました。

令和6年度 事業計画・予算

1. 事業計画

(1)日中ダム水系基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年間)
会津北部土地改良区維持管理事業計画書に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	36,569千円	代かき期：5月 6日～ 5月20日 普　通　期：5月21日～ 9月 6日 非かんがい期：9月 7日～翌5月 5日	国営施設：日中ダム等 H30.2 農林水産大臣 県営施設：半在家等　H30.2 福島県知事 団体営施設：中江堰等　H27.7 会津北部土地改良区

※非かんがい期においては、管理対象施設の保全及び地域用水確保の観点から、水利使用規則に定める許可量の範囲内で管理用水の通水に努める。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	規模・諸元・付記
中央管理センター	―	農林水産省	農林水産省	管理受託	―	TM/TC 親局1 子局27(国19・県8) 遠隔操作・監視・情報記録
松野頭首工	濁　川				518.9	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸 最大取水量1.917㎥/s
下台頭首工	田付川				445.7	可動堰 河川ゲート1門 取水工左岸 最大取水量1.663㎥/s
塩川頭首工	田付川				522.2	可動堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量1.640㎥/s
大平沼ダム	濁　川	福島県 (農林水産省)	土地改良区 (農林水産省)	受託 譲与	609.9	堤体：県営災害復旧 S43 譲与 河川法ダム 取水放流：国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量1.848千㎥
関柴ダム	姥堂川				1,190.1	堤体：県営大規模かん排 S34 譲与 河川法ダム 取水放流：国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量 935千㎥
無行帰沼	田付川	自然沼・県	土地改良区	土改区	13.5	ため池
松野本頭首工	濁　川	福島県	土地改良区	譲与	392.1	可動堰 河川ゲート5門 取水工右岸 最大取水量1.502㎥/s
綱取頭首工	大塩川				328.2	固定堰 河川ゲート1門 取水工右岸 最大取水量1.186㎥/s
三吉頭首工	大塩川				244.8	可動堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.792㎥/s
一の堰頭首工	田付川				149.8	起伏堰 河川ゲート3門 取水工左岸 最大取水量0.550㎥/s
半在家頭首工	濁　川				173.7	固定堰 河川ゲート1門 取水工右岸 最大取水量0.473㎥/s
慶徳頭首工	濁　川				178.9	ゴム堰 河川ゲート4門 取水工左岸 最大取水量0.559㎥/s
堂畑頭首工	姥堂川				129.4	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.456㎥/s
諏訪頭首工	大塩川				104.9	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量0.338㎥/s
小塩堰	大塩川	県(河川)	土地改良区	譲与	41.0	大塩川河川改修補償施設
栗生沢堰	押切川	福島県			35.2	既設利用・県ぽ改修
中江堰	濁　川	県(河川)			44.1	濁川河川改修補償施設
中の沢揚水機	―	土地改良区	土地改良区	土改区	8.8	松野右岸掛
幹線用水路	―	農林水産省	農林水産省	受託	―	5路線　日中幹線用水路の一部区間は上水(市水道課)と農水(国)の共同財産
支線用排水路	―	県・土地区	県・土地区	譲与等	―	県営かん排・団体営かん排など

(2)遠田貝沼水系揚水機等基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画書に基づき、下記の施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	5,518千円	代かき期：5月 6日～5月15日 普 通 期：5月16日～9月 6日	団：遠田貝沼用水樋管　R6.1 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	規模・諸元・付記
遠田貝沼揚水機場及び導水路	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	174.7	渦巻きポンプ450㎜電動機132kw 渦巻きポンプ350㎜電動機75kw VUφ500～600パイプライン 分水工N=2 最大取水量0.567㎥/s

(3)遠田第二揚水機維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則(期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画書に基づき、下記の施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	947千円	代かき期：5月 6日～5月15日 普 通 期：5月16日～9月 6日	団：遠田第二揚水機　R3.2 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積(ha)	規模・諸元・付記
遠田第二揚水機	日橋川	国補償 福島県	土地改良区	譲与	29.7	渦巻きポンプ250㎜電動機15kw 最大取水量0.088㎥/s

(4)基幹水利施設管理事業　八方頭首工　操作管理受託事業

内　容	事業費	八方頭首工 受託施設諸元					
		河川	造成主体/所有	管理者	形態	受益面積(ha)	諸　元
喜多方市、北塩原村、会津坂下町を事業主体とする基幹水利施設管理事業 八方頭首工の取り組みにより、八方頭首工の操作管理業務を受託する。	2,035千円	押切川	農　林 水産省	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	操作 受託	2,768.3	可動堰　河川ゲート4門 取水工両岸 最大取水量5.851㎥/s

(5)大平沼発電事業実施計画

内　容	事業費	大平沼発電所 施設諸元					
		河川	造成主体/所有	管理者	形態	諸元	付　記
国営会津北部農業水利事業により造成された大平沼発電所において発電事業を実施する。また、発電収益を利用し、各施設の電気料を賄うとともに、他の土地改良施設の維持管理経費の負担軽減を図る。	39,664千円	濁川	農　林 水産省	会津北部 土地改良区	管理 受託	最大出力 570kw 計画発生電力 3,200Mwh/年	売電収入見込額　73,920千円 ・日中ダム水系施設購入電気料　7,000千円 ・発電施設の運営経費　21,183千円 ・積立資産積立　11,481千円 一般会計土地改良施設理費への充当見込額　35,000千円

2.地区面積および組合員数

項目＼市町村		喜多方市				北塩原村	会津坂下町	湯川村	計
		旧喜多方市	塩川町	熱塩加納町					
地区面積(ha)		2,794.7	1,216.0	589.1	4,599.8	161.0	7.9	1.4	4,770.1
内訳	田	2,771.8	1,216.0	542.8	4,530.6	161.0	7.9	1.4	4,700.9
	畑	22.9	0.0	46.3	69.2	0.0	0.0	0.0	69.2
組合員数(人)		2,174	800	555	3,529	146	37	1	3,713

3.関連事業実施計画

(1)国営会津北部かんがい排水事業

地区名	区分	全 体	令和5年度まで	令和6年度	令和7年度以降	付 記
会津北部	事業量	国営造成施設 保全対策工 八方頭首工ほか3頭首工 八方幹線用水路 ほか４路線 日中ダム 取水塔管理橋 大平沼、関柴ダム 取水放流設備 小水力発電所 水管理システム 更新・新設　一式 測量試験費　一式 営繕費等事務費	八方ほか3頭首工保全対策 八方幹線用水路 ほか３路線保全対策 大平沼、関柴ダム 保全対策 大平沼小水力発電更新 計装機器更新　一式 水管理施設更新　一式 頭首工等実施設計 一式 営繕費等事務費	松野、塩川頭首工 補修工事　一式 塩川、関柴幹線用水路 補修工事　一式 水管理施設更新　一式 繰越工事(3年国債) 旧堰撤去　一式 頭首工等実施設計 一式 営繕費等事務費	国営造成施設 保全対策工 測量試験 営繕費等事務費	平成28・29年度 事業費負担分 国　66.66% 県　17.00% 市町村　8.17% 受益者　8.17% 平成30年度 事業費負担分より 国　66.66% 県　19.34% 市町村　9.00% 受益者　5.00%
	事業費	6,631,000千円	5,593,000千円	620,000千円	418,000千円	工期 H28～R7(10年間)

(2)県営水利施設等保全高度化事業(一般型(基幹水利施設保全型))

地区名	区分	全 体	令和5年度まで	令和6年度	令和7年度以降	付 記
会津北部	事業量	県営造成頭首工、用水路 施設機械等 保全対策工一式 用水路保全対策工 一式 測量試験費　一式	<頭首工> 半在家外７頭首工 電気設備更新 半在家外２頭首工 開閉装置点検整備 <用水路> 半在家用水路外３路線 保全対策工 実施設計	<頭首工> 綱取外３頭首工 保全対策工　一式 施設台帳作成　一式		国　50.00% 県　25.00% 市町村　8.00% 受益者　17.00%
	事業費	484,000千円	451,000千円	33,000千円	0千円	工期 H30～R6(7年間)
	負担額	82,280千円	76,670千円	5,610千円	0千円	改良区負担額

(3)県営水利施設等保全高度化事業(機能保全計画)

地区名	区分	全 体	令和5年度まで	令和6年度	付 記
関柴	事業量	＜関柴ダム＞	機能診断・機能保全計画策定　一式		事業主体：福島県 負担割合：国　100%(定額助成) 事業期間：令和５～６年度
	事業費	30,000千円	8,500千円	21,500千円	

(4)関連する市町村営事業(土地改良区への支援・土地改良区受託事業)

事業名	事業費	事業主体	付 記
国営造成水利施設管理強化事業 会津北部地区	8,000千円	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	多面的経費　補助対象　維持管理経費の37.5% 国50%　県25%　市町村25%　組合員負担なし
基幹水利施設管理事業 八方頭首工	3,025千円		土地改良区へ操作委託費　1,624千円 国30%　県30%　市町村20%　組合員負担20%

(5)県営日中ダム管理事業

令和6年度事業費	施設管理者/所有持分			管理形態	農水側負担額	土地改良区組合員負担額	日中ダム諸元	
							造成主体	付 記
87,003千円 人件費 19,637千円 運営費(基幹水利) 48,654千円 運営費(適正化事業) 18,712千円	農水	県農林水産部	49.0%	管理受託	42,629千円	14,381千円 うち市町村補助金 4,064千円	農林水産省	【非洪水期 11月1日～6月13日】 満水位　標高　480m 総貯水量　24,600千㎥ 有効貯水量　23,100千㎥ 【洪水期 6月14日～10月31日】 満水位　標高　463m 洪水調整容量　11,000千㎥ 農業用水容量　11,300千㎥ 水道用水容量　800千㎥
	治水	県土木部【代表】	47.5%	所有	―	―		
	上水	喜多方市水道課	3.0%	所有	―	―		
	発電	東北自然エネルギー㈱	0.5%	所有	―	―		

4.令和6年度 収支予算書 総括表

(単位：千円)

収入

科目	予算額		
	計①+②	一般会計①	大平沼発電会計②
土地改良事業収入	115,262	115,262	0
発電事業収入	73,920	0	73,920
附帯事業収入	1,400	1,400	0
基本財産運用収入	842	842	0
特定資産運用収入	31	30	1
補助金等収入	12,067	12,067	0
交付金収入	1	1	0
寄付金収入	1	1	0
業務受託料収入	1,624	1,624	0
雑収入	1,895	1,892	3
借入金収入	1	1	0
特定資産取崩収入	9,117	8,913	204
他会計貸付金回収収入	201	201	0
他会計借入金収入	4,500	0	4,500
他会計繰入金	35,000	35,000	0
繰越金	34,838	34,766	72
収 入 合 計	**290,700**	**212,000**	**78,700**

支出

科目	予算額		
	計①+②	一般会計①	大平沼発電会計②
土地改良事業費支出	43,795	43,795	0
発電事業支出	17,326	0	17,326
一般管理費支出	52,725	47,975	4,750
土地改良事業負担金支出	20,597	20,597	0
借入金返済支出	6,057	6,057	0
支払利息	328	328	0
固定資産取得支出	2,503	501	2,002
特定資産積立支出	82,227	65,004	17,223
雑支出	203	201	2
国庫納付金支出	1	0	1
他会計貸付金貸付支出	4,500	4,500	0
他会計借入金返済支出	201	0	201
他会計繰出金	35,000	0	35,000
予備費	25,237	23,042	2,195
支 出 合 計	**290,700**	**212,000**	**78,700**

構成比

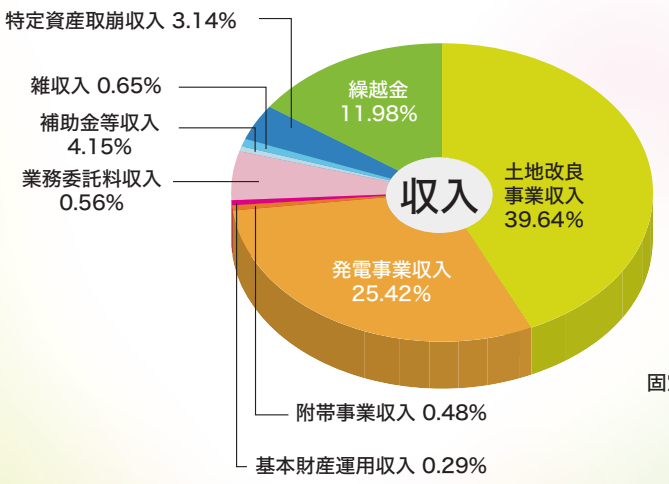

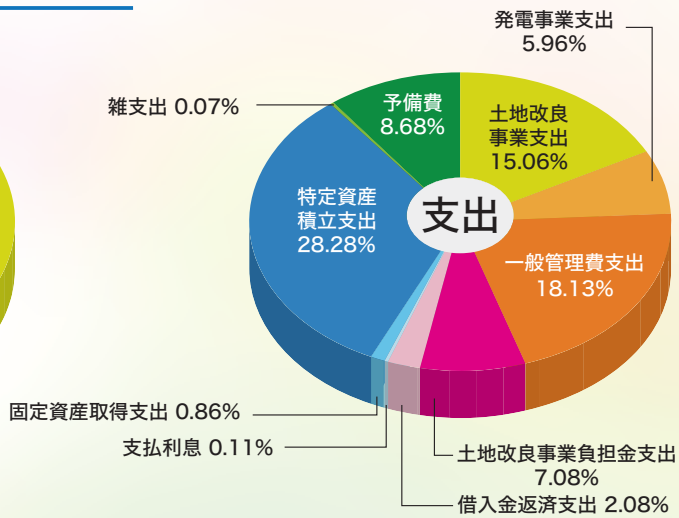

令和6年度 賦課基準

賦課金は維持管理計画書（県知事認可）に定める3水系の維持管理事業、国・県営大規模基幹的施設保全対策事業、県営日中ダム管理事業受益者負担金、改良区運営費等の主要な財源です。

今後も発電事業による売電、国・県補助事業の積極的取り組みにより組合員の**維持管理費負担軽減**を図ります。

	前 期	後 期
賦課発行日	6月20日	9月19日
納入期限日	7月24日	10月23日

賦課種別		賦課金総額(円)	対象面積(ha)	10a当り賦課額(円) 年度賦課金	前期		後期		備考
経常賦課金	一般経常賦課金	51,788,000	4,687.31	1,100	田	550	田	550	
			69.26	330	畑	165	畑	165	
	一般経常無行帰沼賦課金	59,000	13.55	440	田	440			喜多方市 入田付地区
	日中ダム水系基幹施設維持管理賦課金	49,724,000	4,520.48	1,100	田畑	550	田畑	550	
	遠田貝沼揚水機等基幹施設維持管理賦課金	4,539,000	206.41	2,200	田	1,100	田	1,100	
	遠田第二揚水機維持管理賦課金	947,000	29.67	3,200	田	1,600	田	1,600	
特別賦課金	日中ダム水系基幹施設県営・団体営事業賦課金	5,827,000	4,521.59	129			田畑	129	喜多方市・北塩原村
			7.89	96			田	96	会津坂下町
	天井沢県営事業 償還賦課金	47,000	55.15	87			田	87	令和6年度完了
	天井沢県営事業 区画整理第1工区償還賦課金	10,000	0.80	1,343			田畑	1,343	
	天井沢県営事業 区画整理第2工区償還賦課金	25,000	0.60	4,328			田	4,328	
	反田県営事業 償還賦課金	334,000	39.23	853			田畑	853	
	反田県営事業 暗渠排水償還賦課金	5,000	0.68	750			田	750	
	反田県営事業 客土償還賦課金	23,000	0.77	3,000			田	3,000	

賦課金納付には口座振替を是非ご利用ください。

お問い合わせ窓口
総務課
0241-22-7356

領収書は大切に保管してください。

領収書の再発行はいたしかねます。
口座振替の方につきましては、賦課金通知書と預金通帳等で振替結果の確認をお願いします。
現金納入の方につきましては、賦課金納付証明書の発行に1件100円の手数料が必要です。

期限内の納付を!!

納付期限を過ぎますと日数に応じて年率**9.3%**が**過怠金として加算**されます。期限内の納付をお願いいたします。

近年、中間管理権や農業委員会議決による利用権が設定された農地において、賃借料を受けているにもかかわらず、賦課金の滞納が発生し問題化しております。

所有者が組合員で賦課金が未納となる場合、耕作している方に多大な迷惑がかかりますので、速やかにご納入くださるようお願いいたします。

令和5年度　滞納処分実施状況について

滞納者には電話連絡、文書による催告・戸別訪問を実施して滞納賦課金の回収に努めています。それでも回収できない場合には、組合員経費負担の公平性の観点から、土地改良法第39条第5項に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が滞納処分を執行することになります。

財産調査：2件
賃借料差押：1件
納　　入：1件

賦課金の支払い方法について

令和６年度から、
新たに「コンビニエンスストア等（払込取扱票）」でのお支払いができるようになりました。

土日祝日 24時間 お支払い可能

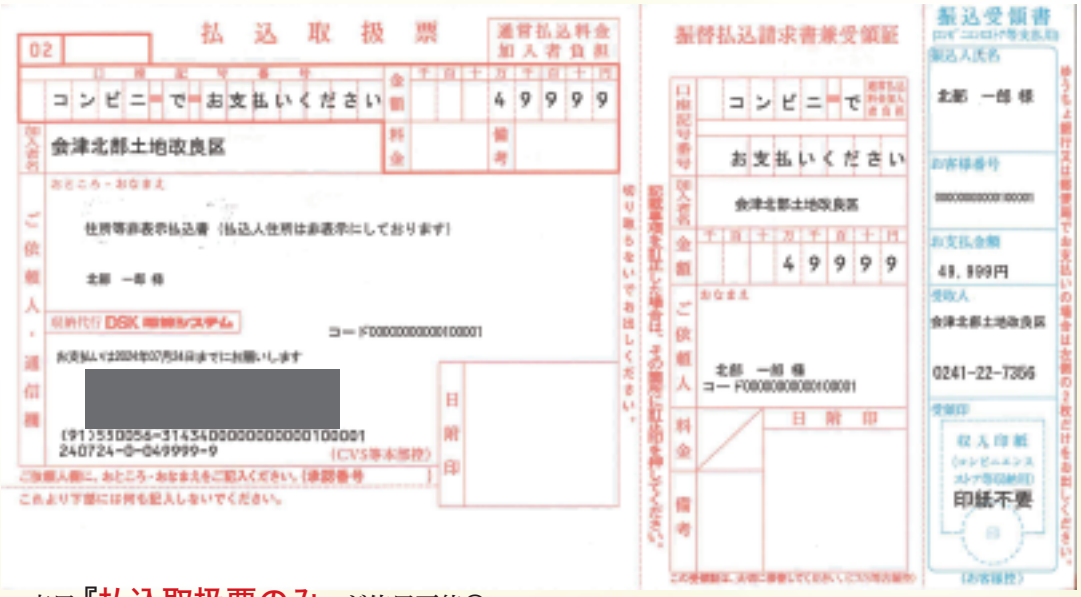

上記みほんの専用『**払込取扱票のみ**』が使用可能◎
なお、コンビニエンスストア等でのお支払いは**希望者のみ**に送付いたします。
コンビニエンスストア等での**お支払いをご希望の方**は土地改良区総務課までご連絡ください。

コンビニエンスストア等で使用できない通知書

◎ 上記みほんの『払込取扱票』以外の通知書（会津北部土地改良区 賦課金納入通知書）
◎ 納期限が過ぎた『払込取扱票』
◎ 支払金額が30万円を超える『払込取扱票』
◎ バーコード表示がない『払込取扱票』
◎ 汚損等によりバーコードの読取ができない『払込取扱票』

現在ご利用可能な**お支払い方法**

①口座振替

取扱金融機関
・JA会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)
・ゆうちょ銀行
通帳からの振替日(口座引落日)は納付期限と同日、**前期7月24日・後期10月23日**です。
納付期限の前日までに、ご確認をお願いいたします。

②窓口でのお支払い

・会津北部土地改良区
・JA会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)

③コンビニエンスストア等でのお支払い『払込取扱票』

取扱店舗
・コンビニエンスストア
→セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ 他
・MMK設置店（一部店舗は取扱いなし）

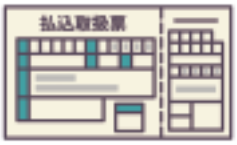

会津北部農業水利事業

会津北部農業水利事業建設所 富谷所長 就任ご挨拶

会津北部土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃から会津北部農業水利事業の推進にあたりまして、多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、４月１日付の人事異動により、秋田市にある東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所から会津北部農業水利事業建設所長に就任いたしました。私事となりますが、これまで東北農政局管内だけではなく管外でも勤務をしてまいりましたが、福島県内での勤務は入省36年目にして初めてとなります。ここ会津の地には、おいしい食べ物とおいしいお酒がたくさんありますので、それらを食するのを楽しみとしながら業務に励んでまいりたいと思っております。

さて、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少など食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため「食料・農業・農村基本法」の一部を改正する法律案が令和６年２月に国会へ提出されました。この法律案においても、農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずると規定されていることから、国営会津北部農業水利事業を円滑に実施することはたいへん重要であると思っております。

本事業につきましては、昨年度に日中ダムの管理橋補修及び下台頭首工の補修が完了し、今年度は、過年度から継続している松野頭首工や水管理施設の改修工事を主体に進めていくこととしております。平成28年度に着手した本事業もいよいよ終盤へと入ることとなります。そのことから、事業完了に向け工事を着実に実施してまいる所存でございますので、引き続き皆様のご理解とご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。

また、建設所職員につきましては、４月から１名減となり10名体制となり、うち２名は新メンバーとなっております。少数ではございますが、職員一同、力を合わせて業務を遂行してまいりますので、これまでと同様、皆様からのご指導ご鞭撻をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴土地改良区及び組合員皆様の益々のご活躍とご健勝を祈念し就任の挨拶とさせていただきます。

会津北部農業水利事業建設所　職員紹介

氏　名	役　職	担　当　業　務	出身地
富　谷　忠　之※	所長	総括	秋田県
木　村　泰　崇	工事課長	副総括	福井県
門　傳　　悟	技術専門官	対外協議・工事関係・調査設計・工事事務	宮城県
堀　内　康　司	技術専門官	予算管理・工事関係・調査設計	福島県
三　星　由　未	庶務係員	庶務関係	福島県
高　橋　　猛	用地官	用地補償関係	新潟県
阿　部　佑　思	用地補償係員	用地補償関係	宮城県
山　谷　峻　平※	設計係員	工事関係・調査設計・対外協議	青森県
上　野　　尚	非常勤職員	庶務関係	福島県
金　上　初　夫	非常勤職員	運転業務	福島県

※4月から着任しました。よろしくお願いします。

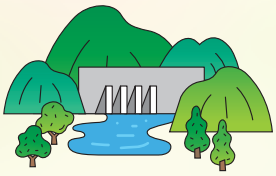

松野頭首工

塩川頭首工

関連事業実施状況

各事業実施に際しましては、工事に伴う頭首工･分水工からの通水停止や水廻しのご協力ありがとうございます。
関係機関のご尽力のもと、順調に進捗しております。
今後も工事により、非かんがい期の通水を停止する場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

1 国営会津北部かんがい排水事業(平成28年度着手)

令和5年度は
- **関柴ダム　分水施設ゲート補修工事**
- **松野頭首工　護床･護岸補修、河川ゲート2門･左岸取水工ゲート補修･塗装、操作盤更新**
- **塩川頭首工　河川ゲート1門補修･塗装、排砂樋管ゲート補修、操作盤更新**
- **日中幹線　分水工バルブ更新**
- **水管理施設　中央管理所操作卓･子局(ダム･頭首工等14局)更新**　等を実施しました。

松野･塩川頭首工の補修工事は令和4年度より実施し、2年におよぶ河川内の作業が完了となりました。

関柴ダム分水ゲート

施工前

施工中

施工完了

松野頭首工

施工前

施工中

施工完了

塩川頭首工

施工前

施工中

施工完了

2 県営水利施設等保全高度化事業(平成30年度着手)

令和5年度は
- **一の堰･半在家･松野本頭首工　河川ゲートワイヤーロープ(チェーン)更新**
- **慶徳･諏訪頭首工　コンクリート補修**
- **松野右岸用水路　水路更新**
- **塩川用水路　水路目地補修**
- **半在家用水路　水管橋塗装**　等を実施しました。

頭首工の河川ゲートワイヤーロープ更新工事は、昨年度実施した綱取･三吉頭首工と合わせ、対象となる全ての県営頭首工で更新が完了となりました。

半在家用水路施工

施工前(全景)

施工完了

一の堰頭首工

施工前

施工中

施工完了

3 土地改良施設維持管理適正化事業(令和5年度着手･完了)

工事を実施した「新町取水工」は用水の有効利用のため、排水路を堰止め、排水を幹線用水路へと反復利用する施設です。
扉体･巻上機の経年劣化により管理に支障が起きていましたが、工事により改善されました。

新町取水工

施工前(全景)

施工前(扉体)

施工完了(全景)

かんがい用水の運用

代かき期最大量	通水期間	5月　6日～5月20日
普　通　期　量	通水期間	5月21日～9月　6日

水は大切な資源です。ルールを守って利用しましょう！
掛け流しはやめましょう！

かんがい用水運用は、降水量や気象状況、ダム貯水量や河川流況を総合的に勘案しながら、ダム放流量、頭首工取水流量、分水工流量、揚水機取水流量を判断し、河川法により許可された水利使用規則に基づき用排水維持管理委員会及び水利委員会と協議調整して実施しています。

用水量調整のご要望は、上流の状況をご確認のうえ、地域の水利委員会･水利委員を通して、土地改良区へご連絡ください。

配水計画に基づき運用するため個人のご要望にはお応えしかねます。

用排水維持管理委員会

本委員会は受益地域内における用水運用配分を円滑に実施するために組織されています。

水利委員会名	委員長氏名	行政区	水利委員会名	委員長氏名	行政区
八方幹線1.2.3号分水	庄　司　　貢	松山町(高畑)	慶徳左岸用水路	山　口　三津男	豊川町(綾金)
八方幹線4.5.6号分水	穴　沢　昭　意	岩月町(宮中)	慶徳右岸用水路	山　口　孝　信	慶徳町(新宮)
八方幹線8号分水	相　田　克　己	岩月町(上岩崎)	日中幹線1･2･3号分水	遠　藤　政　昭	熱塩加納町(日中上)
八方幹線9号分水	蓮　沼　俊　幸	岩月町(大沢)	日中幹線4号分水	田　中　洋　一	松山町(吉志田)
八方幹線11号分水	大　竹　和　義	関柴町(関柴)	日中幹線5・6号分水	瓜　生　和　徳	熱塩加納町(鷲田)
八方幹線13号分水	小　林　千代松	関柴町(下柴)	日中幹線7・8号分水	上　野　和　成	熱塩加納町(田中)
八方幹線17号分水	高　橋　善　樹	熊倉町(熊倉上)	半在家頭首工	原　　勉	熱塩加納町(半在家)
諏訪頭首工	安　藤　正　臣	塩川町(宮ノ目)	堂畑頭首工	手代木　義　一	豊川町(堂畑)
三吉幹線	手代木　一　郎	塩川町(中ノ目)	中江堰	澤　口　昭　雄	上三宮町(下三宮)
一の堰頭首工	渡　部　清　孝	豊川町(一ノ堰)	宇津野・栗生沢堰	横　山　　仁	熱塩加納町(栗生沢)
塩川幹線用水路	花　見　壽　保	塩川町(赤星)	沼川	菊　地　善一郎	岩月町(治里)
松野本右岸用水路	飯　野　広太郎	上三宮町(五分一)	遠田貝沼	福　地　常　広	塩川町(貝沼)
松野左岸用水路	慶　徳　孝　幸	豊川町(太郎丸)	遠田第二	白　井　一　郎	塩川町(上遠田)
松野右岸用水路	那知上　佐代次	慶徳町(堀出)			

担当代表理事	飯　野　利　光	担　当　理　事	庄　司　英　喜	高　﨑　弘　明
日中ダム水系施設巡視嘱託員	安　部　静　雄			
遠田貝沼揚水機場管理人	佐　瀬　恒　男(下遠田)	遠田第二揚水機管理人	星　　慶　喜(下遠田)	

お問い合わせ窓口
事業管理課
0241-22-7356

該当する水系の水利委員会と調整のうえ、管理対象施設の取水量を変更します。
なお、水量変更後の地域間の分水調整は、水利委員会･水利委員･集落役員の方々にお願いしています。
変更量に合わせた分水調整を適宜行ってください。
日中ダムの放流量は農側施設管理者である福島県農林水産部と土地改良区で協議し、放流量を決定しています。

先達の努力の結晶であり、日中ダム造成など施設整備への投資と組合員みなさまの維持管理経費負担によって配水されています。

水田への掛け流しは、用水不足の原因となり、他の組合員への迷惑となりますので**お止めください。**
各地域の取り決めと水利委員会の指示に従ってご利用ください。

水路にゴミを捨てないでください、不法投棄は犯罪です。
刈草の管理を徹底してください。水路詰まりの原因になり、下流のみなさんが困っています。

おしらせ

令和6年度は任期満了に伴う、総代・役員(理事・監事)改選の年です

総代改選は、定款付属書総代選挙規定により土地改良区自らの管理で実施します。

詳細な日程は理事会で決定後にお知らせいたします。
(総代任期は令和6年12月15日から令和10年12月14日の4年間です。)

役員改選は、定款付属書役員選任規定により、被選任区毎に役員候補者推薦、新総代の代表で組織する役員推薦会議にて総代会提出議案が審議され、総代会において議決決定し選任されます。
(役員任期は令和7年1月20日から令和11年1月19日の4年間です。)

堀浚い・堰上げ

管内の各地域での堀浚い作業等大変ご苦労様でした。

堂島小学校農業課(田植え)

堂島小学校の子どもたちが田植えを行いました。

新規職員紹介

皆様のお役に立てるよう、
精一杯努めて参ります。
よろしくお願いいたします。

事業管理課 技師
花見 龍之介

事務局体制

事務局長	鈴木 秀優
事業管理課 課長	磯部 和孝
総務課 課長(会計主任)	須田 恵香
総務課 係長	遠藤 龍輔
事業管理課 副主査	川口 貴也
事業管理課 副主査	菊地 悠樹
〈新規採用〉	
事業管理課 技師	花見 龍之介
総務課 嘱託職員	生江 久子

忘れずに届出ください

土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更(組合員の権利、賦課金納付等の義務)は
法務局・市町村窓口・農業委員会・中間管理機構などでの手続きでは変更できません。
忘れずに土地改良区に関係書類の届出をして、手続きを行ってください。

- 農地を異動したとき(売買・利用権設定・中間管理事業・交換)
- 組合員が亡くなられたとき(相続、未登記の法定相続を含む)
- 農業者年金の受給や農業経営を後継者へ移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等を変更した時

➡ **組合員資格得喪の通知**
【土地改良法第43条】義務

・**土地改良区の組合員**(維持管理事業を含む土地改良事業の参加資格者)となるのは、
管内農地の耕作者(使用収益権者)または所有者(未登記の法定相続を含む)です。➡【土地改良法第3条】

・組合員として権利義務を取得される方は、当該農地の**耕作者**か**所有者**のいずれかであり任意です。
所有者・耕作者・中間管理機構などの関係者で、誰が組合員となるか、**賃借料決定の前によく話し合い**、
組合員が変更となる場合には**組合員資格得喪通知**(連名)の届出を土地改良区へ提出してください。
福島県農業振興公社(中間管理機構)による**中間管理権設定の場合も同様**です。
➡【土地改良法第43条】

なお、耕作権(中間管理権を含む)が設定された土地について、引き続き所有者が組合員となる場合には、
農業委員会への届出と承認が別途必要です。
賦課金は土地原簿をもとに農地へ賦課されます。売買・利用権・相続などで権利が異動した際、未登記や
届出の不履行、耕作権の新規設定や解除の場合、賦課金の納付義務は承継組合員にあります。
権利異動の際には特に注意してください。

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が**公共事業**によって買収されたとき

➡ **農地転用等の通知**
地区除外申請

「農地転用の許可申請に要する意見書交付願」の申請期日は**毎月20日前後**です。
申請はお早めにお願いいたします。
期日前までの申請であっても当該月末までに意見書交付をお約束するものではありません。
意見書交付には**決済金**、**現地確認手数料**・**同意書発行手数料**の納入が必要です。
公共事業による買収転用に伴う地区除外においても地区除外申請手続・決済金納入が必要ですのでご注意ください。

令和6年度 決済金単価

- 日中ダム水系地区除外決済金　107,700円/10a
- 遠田貝沼水系地区除外決済金　90,100円/10a
- 遠田第二水系地区除外決済金　73,700円/10a

※特別賦課金対象農地である場合は別途相当分が加算されます。

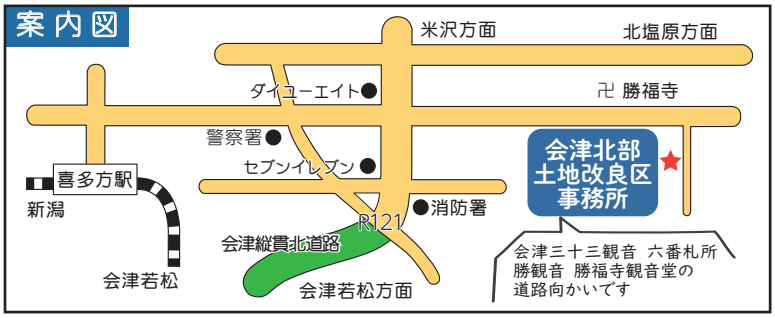

業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)